

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3・4階
TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://www5c.biglobe.ne.jp/~hiramoto/>

税理士の独り言

万全の準備をして目の前の仕事を完璧にこなし、結果に責任を持ち、常に最高の自分を追い求める者がプロフェッショナルと呼ばれます。その呼称を得るために職業として選んできた道はそれぞれが思い描いた山の頂に繋がるものです。険しい山であればこそ自分が鍛えられます。誰もが山頂に到達できるわけではありません。大切なのは登り続けることでしょう。その心の支えとならないのが自分に与えられた山への感謝ではないでしょうか。

その前に足腰を鍛えないと…。

ヒント

○指図や指示を受けて動くことを恥だと考えていました。女将さんがいま、何を考えておられるのか、いま、自分はこの場で何をすべきなのかを、皆が察して動くのが加賀屋流でした

○気持ちの先回りを、いつ、どなたにも、さり気なく差し上げるところにも、加賀屋のもてなしの極意があるのかもしれないかもしれません。お客様に言われる前に、さり気なくして差し上げるサービスが、おもてなしなんです。

「加賀屋の流儀」

細井勝著 PHP 研究所

税務アンテナ

□相続又は遺贈により財産を取得した個人が、その被相続人の死亡の日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間にその取得財産を譲渡した場合には、その譲渡した財産に対応する相続税を取得費に加算して譲渡所得の計算をすることができます。

また、この特例は譲渡先が親族や同族会社などの特殊関係者であっても適用されるため、適用期限が経過する日までに第三者に譲渡することが困難である場合には、適用期限までに適正な時価で親族や同族会社に譲渡することにより譲渡所得税の軽減を図ることができます。

□法人が役員に対する貸付金に利息を取らなかった場合には、通常収受すべき利息相当額の経済的利益の供与があったものとして役員に所得税が課税されます。また、貸付金の返済に換えて、役員の所有している書画骨董品や別荘などを時価で受け入れて貸付金と相殺しても、法人の事業の遂行上必要と認められませんが、貸付金とみなして利息を徴収する必要があります。この場合、その役員の譲渡所得はないことになり、更正の請求をすることができます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

8月の税務スケジュール

10日	○7月分の源泉所得税の納付
31日	○6月決算法人の確定申告 ○12月決算法人の中間申告(予定申告) ○9月、12月、19年3月決算法人の消費税中間申告 ○個人事業者の19年分消費税等の中間申告

31日	○8月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『あと一歩だけ、前に進もう』 by スガシカオ